

公益社団法人日本下水道協会表彰規程

昭和60年12月24日制定
平成2年11月21日一部改正
平成6年11月1日一部改正
平成10年8月24日一部改正
平成23年8月18日一部改正
平成27年6月3日一部改正
平成27年7月1日一部改正
令和6年12月2日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本下水道協会（以下「本会」という。）が、下水道の普及発達に貢献した下水道関係者を表彰するために必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰基準)

第2条 下水道関係者で次の各号の一に該当する者は、この規程の定めるところにより会長が表彰する。

- 一 下水道の普及発達及び本会の全国的な活動にあたり、特に顕著な功績があった者
- 二 下水道の普及発達及び本会の全国的若しくは連携団体の活動にあたり、顕著な功績があった者
- 三 当該都市の下水道の普及発達に顕著な功績があった者、主任者として下水道事業に永年従事し、成績顕著な者及び下水道に関する有益な研究、発明又は発見をした者
- 四 下水道事業に永年従事し、勤務成績が優秀である者

(表彰種別)

第3条 表彰は、次の種別により行う。

- | | |
|---------|-------------|
| 一 功 労 賞 | 前条第1号に該当する者 |
| 二 功 績 賞 | 前条第2号に該当する者 |
| 三 有 功 賞 | 前条第3号に該当する者 |
| 四 勤 続 賞 | 前条第4号に該当する者 |

(表彰対象者)

第4条 表彰対象者は、個人とし、本会会員又はそれに所属する者とする。

(表彰の方法等)

第5条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

2 表彰は、本会の定時総会において行う。

3 表彰を受けた者の氏名及び表彰の種別は、本会の機関誌、ホームページ及び業界紙に掲載する。

(死亡した者の表彰)

第6条 表彰を受けるべき者が死亡したときは、生前の日付にさかのぼって表彰し、前条第1項の表彰状及び記念品は、その遺族に授与する。

2 前項の場合における表彰の時期は、前条第2項の規定にかかわらず、当該死亡した者に係るできる限り早い時期における法要等の行事の際に行うことができるものとする。

(表彰審査委員会)

第7条 本会に表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、表彰に関する必要事項を調査審議する。

3 委員会の委員は、理事長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選による。

6 委員長は、会務を総理し、会議をつかさどる。

7 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

8 委員会は、必要の都度理事長が召集する。

(表彰候補者の推薦)

第8条 理事長及び地方下水道協会会長は、第2条各号に該当すると認める表彰候補者を推薦するものとする。

(補 則)

第9条 この規程を施行するため必要な事項は、委員会において別に定める。

附 則 (昭和60年規程第7号)

この規程は、昭和60年12月24日から施行する。

附 則 (平成2年規程第7号)

この規程は、平成2年11月21日から施行する。

附 則 (平成6年規程第5号)

この規程は、平成6年11月1日から施行する。

附 則 (平成10年規程第3号)

この規程は、平成10年8月24日から施行する。

附 則 (平成23年規程第11号)

この規程は、平成23年8月18日から施行する。

附 則 (平成27年規程第9号)

この規程は、平成27年6月3日から施行し、平成28年度表彰審査から適用する。

附 則 (平成27年規程第15号)

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則 (令和6年規程第10号)

この規程は、令和6年12月2日から施行する。

公益社団法人日本下水道協会表彰候補者推薦基準

令和4年2月15日一部改正
令和6年12月2日一部改正

公益社団法人日本下水道協会表彰規程（昭和60年規程第7号）第2条の規定による表彰候補者の推薦は、次の各項に掲げる表彰種別ごとに、それぞれ当該各項各号の一に該当する者（第1項功労賞、第2項功績賞並びに第3項有功賞の第1号及び第2号に該当する者は、原則として満50歳以上のもの）とするものとする。

1. 功労賞

一 都市（市町村、東京都、一部事務組合、公社・公団及び事業団を含む）及び道府県の下水道を所管する者で、下水道の普及発達及び本会の全国的な活動にあたり、特に顕著な功績があったと認められる者で、本会事務局より推薦された者
なお、「本会の全国的な活動」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

イ 本会の理事かつ協会運営会議委員としての活動

ロ 本会が主宰する各種研究等委員会での委員長としての活動

二 大学教授として、下水道に関する講座を5年以上担当したもので、前項一のおおりの功績があったと認められる者

三 下水道関係業界の団体及び会社の幹部の職にあつて、下水道の発展に寄与した功績が特に大であると認められる者

(注)

① 「下水道関係業界の団体及び会社の幹部」とは、本会の参与である団体及び会社の役員である者をいう。

② 「下水道の発展に寄与した功績が特に大である」とは、下水道の普及発達への寄与のほか、本会の参与の在職期間が通算して5年以上ある場合をいう。

四 前各号に該当する者に劣らない功績があると認められる者

2. 功績賞

一 都市の下水道事業を所管する部局の部長又はこれと同等以上の職にあつて、これらの職を通算して3年以上の経歴を有し、かつ、下水道事業に4年以上従事した者

で、下水道の普及発達及び本会の全国的若しくは連携団体の活動にあたり、顕著な功績があったと認められる者

なお、「本会の全国的な活動」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- イ 本会の運営等への参画
- ロ 本会が主宰する各種調査研究等委員会の委員としての活動
- ハ 本会が主宰する研修会、講習会等の講師等としての活動

また、「連携団体の活動」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- イ 地方下水道協会又は都府県下水道協会、地区下水道協会及び地区支部等、地方組織活動の運営等への参画
- ロ 地方組織における各種調査研究等委員会の委員としての活動
- ハ 地方組織における研修会、講習会等の講師等としての活動

二 町村の下水道所管課長又はこれと同等以上の職に通算して3年以上在職した者で、前号一のと通りの功績があったと認められる者

三 道府県の下水道課長及び下水道室長の職又はこれと同等以上の職にあつて、2年以上（これらの職にある期間が2年未満の場合においては、1年以上であり、かつ、これと同等の職を通算して4年以上）の経歴を有し、かつ、下水道事業に4年以上従事したもので、前号一のと通りの功績があったと認められる者

四 前各号に該当する者に劣らない功績があると認められる者

3. 有功賞

一 都市の下水道を所管する次のイ、ロ又はハに該当する者で、下水道事業に10年以上従事し、当該都市の下水道の普及発達に顕著な功績があったと認められるもの

イ 下水道事業を所管する部署の部長又はこれと同等以上の職にあつて、これらの職を通算して3年以上の経歴を有する者

ロ 下水道部の部長の職にあつて、3年以上の経歴を有する者

ハ 下水道を所管している局長の職にあつて、この職を通算して2年以上の経歴を有する者

二 下水道事業に20年以上従事し、かつ、下水道所管課長又はこれと同等以上の職に通算して5年以上在職し、顕著な功績があったと認められる者

三 各種研究機関において、20年以上にわたり下水道に関する研究に努め、下水道の発展に寄与したと認められる者

- 四 下水道に関する貴重な著作をし、下水道の発達に寄与したと認められる者
- 五 下水道に関する有益な発明又は発見をした者
- 六 国外の下水道の施行に関して成果を挙げ、わが国下水道技術の真価を海外に宣揚したと認められる者
- 七 前各号に劣らない功績があると認められる者

4. 勤続賞

下水道事業に30年以上従事し、他の職員の模範となる者

附 則（昭和60年要領第6号）

- 1 この基準は、昭和60年12月24日から施行する
- 2 社団法人日本下水道協会表彰規程内規は、廃止する

附 則（平成2年要領第6号）

この基準は、平成2年11月21日から施行する

附 則（平成6年要領第4号）

この基準は、平成6年11月1日から施行する

附 則（平成10年要領第6号）

この基準は、平成10年8月24日から施行する

附 則（平成13年要領第6号）

この基準は、平成13年6月8日から施行し、平成13年度表彰審査から適用する

附 則（平成16年要領第1号）

この基準は、平成16年9月1日から施行する

附 則（平成21年要領第1号）

この基準は、平成21年11月9日から施行する

附 則（平成23年要領第9号）

この基準は、平成23年6月13日から施行する

附 則（平成23年要領第12号）

この要領は、平成23年8月18日から施行する

附 則（平成26年要領第3号）

1. この要領は、平成26年11月19日から施行する
2. この要領による改正後の1. 功労賞第一号及び第二号、2. 功績賞第一号、第二号及び3. 有功賞第一号の規定は、平成26年1月1日以降に下水道関係機関を退職の表彰候補者から適用し、同日前に下水道関係機関を退職の表彰候補者の推薦基準の適用については、従前の例による

附 則（平成27年要領第9号）

この要領は、平成27年6月3日から施行し、平成28年度表彰審査から適用する

附 則（令和3年要領第4号）

この要領は、令和4年2月15日から施行し、令和4年度表彰から適用する

附 則（令和6年要領第3号）

この要領は、令和6年12月2日から施行し、令和7年度表彰から適用する

公益社団法人日本下水道協会表彰事務取扱要領

令和 5 年 1 2 月 4 日 一部改正
令和 6 年 1 2 月 2 日 一部改正

1. 表彰候補者の推薦区分

公益社団法人日本下水道協会表彰規程（昭和 6 0 年規程第 7 号 以下「表彰規程」という）第 8 条第 1 項の規定による表彰候補者の推薦は、日本下水道協会にあっては理事長が、地方下水道協会にあっては地方下水道協会会長が行うものとする。

2. 表彰候補対象者

公益社団法人日本下水道協会表彰候補者推薦基準（昭和 6 0 年 1 2 月 2 4 日制定、以下「推薦基準」という）により、勤務年数又は特定の役職の在職年数を推薦の要件の一つとされているもの（勤続賞を除く）については、市町村（東京都、一部事務組合、公社・公団及び事業団を含む）及び道府県（以下「下水道関係機関」という）を退職した者を対象とするものとする。

3. 表彰候補者推薦の基準日及び勤務年数等の計算期日

表彰候補者推薦の基準日は、毎年 1 2 月 3 1 日とし、表彰候補者に係る勤務年数及び年令は同日（下水道関係機関を退職した者については、その日、死亡した者については、生前にさかのぼった日）現在で計算するものとする。

4. 勤務年数の計算方法

表彰候補者の勤務年数の計算にあたっては、直接下水道に従事した勤務年数を対象とするものとする。

5. 表彰候補者の推薦手続

- (1) 功労賞、功績賞及び有功賞の表彰候補者の推薦は、功労賞、功績賞、有功賞推薦書（別記様式 1）により行うものとする。
- (2) 勤続賞の表彰候補者の推薦は、勤続賞表彰候補者推薦一覧表（別記様式 2）によ

り行うものとする。

(3) 上記各号の表彰候補者の推薦要件は、各年度の基準日で、次に定めるところによる。

イ 功労賞、功績賞および有功賞

下水道関係機関を退職してから原則2年以内の者

ロ 勤続賞

下水道関係機関を退職してから原則2年以内の者又は下水道関係機関に在職中の者

6. 表彰候補者の推薦書類の提出期限

表彰候補者の推薦書類は、4. の基準日の翌年2月末日までに日本下水道協会に到達するよう提出するものとする。

ただし、死亡した表彰候補者に係る推薦書類は、表彰規程第6条第2項の規定による当該死亡した者の時期を勘案し、できる限りすみやかに提出するものとする。

7. 死亡した表彰候補者の審査等

7のただし書の規定により提出された死亡した表彰候補者に係る表彰の可否の審査は、表彰審査委員会委員長に一任するものとし、表彰審査委員会の手続きについては、同委員長と日本下水道協会事務局と協議のうえ行うものとする。

この審査の結果に基づき死亡した者の表彰を行った場合は、直近の表彰審査委員会に報告し、了承を求めるものとする。

8. 勤続賞受賞者の表彰方法

表彰規程第5条第2項の規定による勤続賞受賞者の表彰は、関東地方下水道協会より受賞者3名以内の出席を得て行うものとし、出席を得なかった受賞者の表彰は、当該受賞者所属の都市等を通じて行うものとする。

9. その他

(1) 表彰規程及び推薦基準にいう「下水道」とは、下水道法に基づく下水道（旧下水道法により認可されたものを含む）とする。

(2) 日本水道協会より既に表彰を受けたものは、表彰内容の対象としないものとする。
ただし、表彰内容の異なる場合は、この限りでない。

附 則（昭和60年要領第7号）

この要領は、昭和60年12月24日から適用する

附 則（平成2年要領第7号）

この要領は、平成2年11月21日から適用する

附 則（平成6年要領第5号）

この要領は、平成6年11月1日から適用する

附 則（平成10年要領第7号）

この要領は、平成10年8月24日から適用する

附 則（平成11年要領第1号）

この要領は、平成11年12月1日から適用する

附 則（平成19年要領第7号）

この要領は、平成19年11月6日から適用する

附 則（平成21年要領第2号）

この要領は、平成21年11月9日から適用する

附 則（平成23年要領第13号）

この要領は、平成23年8月18日から適用する

附 則（平成27年要領第8号）

この要領は、平成27年6月3日から施行し、平成28年度表彰審査から適用する

附 則（平成28年要領第11号）

この要領は、平成28年6月2日から施行し、平成30年度表彰審査から適用する

附 則（令和3年要領第3号）

この要領は、令和4年2月15日から施行し、令和4年度表彰から適用する

附 則（令和5年要領第6号）

この要領は、令和5年12月4日から施行し、令和6年度表彰から適用する

附 則（令和6年要領第4号）

この要領は、令和6年12月2日から施行し、令和7年度表彰から適用する